若しくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合において、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く。）又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		

［（注1）・（注2）　略］

2　［略］

（与信相当額の算出）

第五十六条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによりＳＡ―ＣＣＲ又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

［2～4　略］

5　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案しないものとする。

6　［略］

（ＳＡ―ＣＣＲ）

第五十六条の二　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にＳＡ―ＣＣＲを用いるときは、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに第五十六条の四第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額＝1.4×（RC＋PFE）

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2　前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一　マージン・アグリーメントを締結していない場合

$RC=\max\{V-C,\ 0\}$

$C=C_{collect}\times(1-Hc_{collect}-Hfx_{collect})-C_{post}\times(1+Hc_{post}+Hfx_{post})$

Vは、ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

［（注1）・（注2）　同上］

2　［同上］

（与信相当額の算出）

第五十六条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十六条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

［2～4　同上］

5　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　［同上］

（カレント・エクスポージャー方式）

第五十六条の二　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にカレント・エクスポージャー方式を用いるときは、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛　目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五